衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日は８月30日です

この一票　わたしが政治の主役です
棄権せず　投票に行きましょう！

投票時間は
午前７時から午後６時まで

投票日　８月３０日（日）
（公示日は、８月18日）
投票時間　午前７時から午後６時まで
投票所　あなたの入場券をご覧ください。

選挙に関するお問い合わせは
津別町選挙管理委員会（役場議事堂１階町民懇談室）
☎　７６－２１５５

津別で投票できる人は
20歳以上で、住民登録しており、現に居住している人です。

5月17日以前に住民登録し町内に住んでいる人が対象

津別町の投票所で投票できる人は、

①平成21年5月17日までに津別町に住民登録され、引き続き町内に住んでいる人。

②平成元年8月31日以前に生まれ引き続き町内に住んでいる人。

投票時間は午前7時から午後6時まで

投票時間は、午前7時から午後6時までです。

投票場所は、あなたの入場券に書いてあります。必ず確かめましょう。

最初は衆議院議員小選挙区の投票です

はじめに、小選挙区選出議員選挙（小選挙区）の投票を行います。

桃色紙に黒色インク刷りの投票用紙に「候補者の名前」を記入します。

次に比例代表と国民審査の投票です

次に、比例代表選出議員選挙（比例代表）と最高裁判所裁判官国民審査の投票を同時に行います。

比例代表は、浅黄（薄い黄緑）色紙に赤インク刷りの投票用紙に「政党名やその他の政治団体名」を記入します。

国民審査は、白色紙に黒色インク刷りで裁判官の名前が書いてあります。「辞めさせた方がよい」と思う裁判官には、その名前の上の欄に×印を書きます。「辞めさせなくてよい」と思う裁判官には、何も書かないでください。×以外の記号（○や△）を書くと無効です。

投票の注意

①入場券は、あなたが選挙人であることを証明するものであると共に、受付や投票用紙交付の整理券でもあります。忘れずに持参しましょう。

②衆議院議員選挙では、候補者個人の名前を書く投票と、政党名などを書く投票があります。間違って書くと無効になりますので注意しましょう。

期日前投票と不在者投票を実施
期間は、8月19日から8月29日まで

投票日に用事のある人は期日前投票の活用を

期日前投票は、仕事や旅行、冠婚葬祭など投票日に投票できない人が、事前に投票を済ませておく制度です。手続きも簡単で印鑑も必要としませんので、投票日に旅行など予定されている方は、棄権しないよう事前に期日前投票をしておくことをお勧めします。

衆議院は8月19日から
国民審査は8月23日から

投票のできる期間

衆議院議員選挙：8月19日から8月29日までの毎日
国民審査：8月23日から8月29日までの毎日

投票できる時間

午前8時30分から午後8時まで

投票の場所

津別町選挙管理委員会（役場議事堂1階の町民懇談室）

町内で投票できない人は不在者投票の活用を

平成21年5月18日以降にほかの市町村から津別町へ転入して住民登録し、引き続き住んでいる人は、以前住んでいた市町村で投票することになります。

投票する方法は、

①直接投票に行く→選挙当日に、以前住んでいた市町村に行き投票します。同様に、事前に行って期日前投票もできます。

②郵便で請求する→以前住んでいた市町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、津別町で投票します。この方法は数日を要しますので、請求は早めにしましょう。

重度の障がいの方は自宅で投票

選挙管理委員会が事前に証明書を発行

身体に重度の障がいがあるため、投票所へ行くことのできない人は、自宅で投票することができます。この制度を利用される人は、選挙管理委員会から事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。すでに交付を受けている方は、証明書の有効期限を確認してください。詳しくは選挙監理委員会にお問い合わせください。

開票は、即日開票します

午後8時から
生活改善センターで実施

開票は、即日開票で当日の午後8時から生活改善センターで行います。

一般参観人の入場は、午後7時30分の予定です。会場で参観人名簿に記入し、所定の場所で静かに参観してください。

先に衆議院議員選挙の小選挙区の投票をします

投票の順序

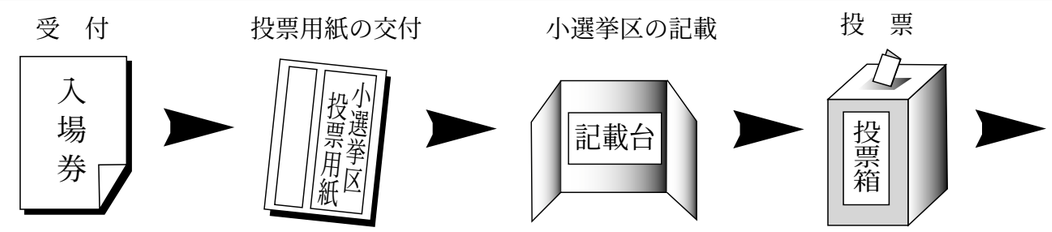
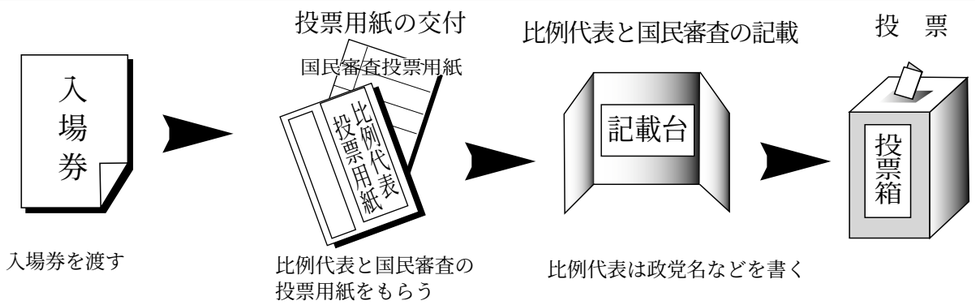
次に比例代表選挙と最高裁裁判官国民審査の投票をします